

岩手県告示第280号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成27年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 海岸名 岩手県三陸南沿岸嬉石漁港海岸
- 2 指定区域 次の基点1から基点11までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点11と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域
 - 基点1 北緯39度15分56秒69346、東経141度53分21秒41566
 - 基点2 北緯39度15分56秒13384、東経141度53分23秒38539
 - 基点3 北緯39度15分54秒86673、東経141度53分29秒07100
 - 基点4 北緯39度15分54秒42944、東経141度53分30秒67923
 - 基点5 北緯39度15分53秒99363、東経141度53分30秒48312
 - 基点6 北緯39度15分50秒98714、東経141度53分27秒50434
 - 基点7 北緯39度15分50秒46018、東経141度53分25秒49676
 - 基点8 北緯39度15分50秒94569、東経141度53分23秒02107
 - 基点9 北緯39度15分51秒59922、東経141度53分20秒04301
 - 基点10 北緯39度15分55秒73622、東経141度53分22秒01416
 - 基点11 北緯39度15分56秒12876、東経141度53分21秒15012

備考 関係図面は、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部に備えておいて縦覧に供する。